

特集

女性アーカイブセンター所蔵展示

ベアテ・シロタ・ゴードン展 ～日本国憲法に男女平等の思いを込めて～

2019年4月26日(金)～2019年9月30日(月) 女性アーカイブセンター展示室



ベアテ・シロタ・ゴードン(Beate Sirota Gordon)さんは、GHQ 民政局員として日本国憲法草案作成に携わり、第14条「法の下での平等」、第24条「両性の平等の原則」の条文の作成に大きな役割を果たしました。今回の展示は、ベアテさんの生涯を振り返るとともに、戦前から現在に至る男女共同参画社会の形成について考えるものです。



ボランティアの学習活動で参加者に展示の説明をする森さん

今回の展示について、情報課の森さんに伺いました。

—資料収集のいきさつを教えてください。

ベアテさんの資料は遺言で母校のミルズカレッジに遺贈されました。その中の日本語の資料については日本でこそ有効活用できるのではないかとベアテさんにゆかりのある日本の方々が働きかけて下さり、当館女性アーカイブセンターに寄贈いただくことになりました。また、ベアテさんの長女ニコールさんやご友人、日本で交流のあった女性団体などからも関係資料の寄贈を受け、このコレクションを所蔵することとなったのです。



こんな可愛い展示も。このオルゴールで、ベアテさんの父、レオ・シロタ(世界的ピアニスト)の演奏を聴くことができます。曲は『荒城の月』

—今回の展示で特に力を入れたことは？

ベアテさんの生涯のお仕事は日本・アジアとアメリカの文化交流ですが、当館に寄贈いただいた資料は憲法制定時と、1990年代以降の来日講演に関するものが大半なので、今回の展示は憲法14条、24条と、ベアテさんの講演を聞いて憲法を学んだ女性たちに焦点を当てました。

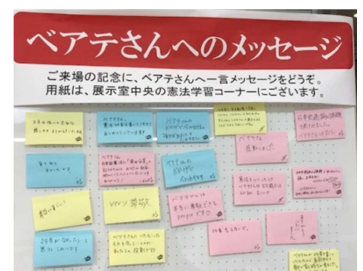
—反響はいかがですか。

なかなか好評です。10連休を含む5

月には昨年度の倍以上の1,600名を超える方々が来場されました。

—来館者の皆さんに呼びかけたいことはありますか。

日本国憲法にこの条文がなかったら、ということを考えながら見ていただきたいですね。ベアテさんが憲法制定に関わったのは弱冠22歳のときでした。是非ともたくさんの若い方々にご覧いただきたいと思います。





もし、憲法に 14 条と 24 条がなかったら…!
～明治民法と女性の地位～

明治憲法には人権に関する条項はなく、「家制度」は 1898 年に施行された明治民法に規定されている。

戸主が大きな権力を持つ「家制度」のもとで、女性は人権を制限されていた。

強大な戸主権

家族の居所、婚姻、養子縁組などにはすべて戸主（家長）の同意が必要。その代わり戸主には家族を扶養する義務がある。

男子優先

戸主権と財産権は長男が単独相続、男子がいないときは女子も相続できるが庶子の男子がいればそちらが優先

なにこれ？
ひ、ひどい…



妻は「無能力者」

夫の同意なく法律行為（保証人になったり、訴訟をおこすなど）はできない。

姦通罪は妻のみ

妻の姦通は刑罰の対象や離婚理由になるが、夫は浮気をしようが妾を持つのがお構いなし。

離婚は夫の専権

妻に子がない時一方的に離婚できるなど

新憲法も危なかった！

戦前から女性解放運動を進めていた市川房枝らは戦後いち早く女性参政権獲得に動いたが、憲法制定には関わるすべもなかった。そんななかで日本の女性の実情をよく知るベアテさんが若い情熱を傾けて女性の権利に関する条文を作ったのだ。原案は事細かく権利を列記していたが、GHQ 最終草案作成の過程で大方は削られベアテさんは泣いたという。残ったのは現在の 14 条、24 条だけだったが、男女平等に対する日本側の反対はすさまじく、天皇制問題と同じくらい紛糾したが、ともかく女性の権利は憲法に入った。

しかし、明治以来培われた女性に対する差別構造と差別意識は憲法制定から 70 年経つ今でも根強く残っているのではないかと。24 条を改正して家族制度を復活しようとする動きさえある。

ベアテさんの贈り物に対して、私たちは今どう応えなければならないのだろうか。

(Y.K)

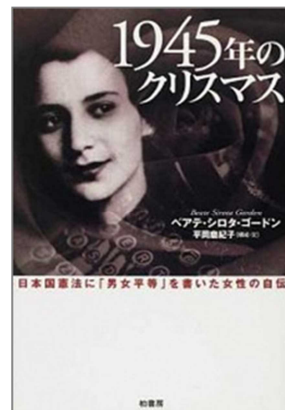
ベアテさんの軌跡を辿って

憲法草案作成まで

『1945 年のクリスマス: 日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』ベアテ・シロタ・ゴードン著; 平岡磨紀子構成・文 柏書房より

日本国憲法の素晴らしさは人権の条項にある。特に女性にとって男女平等を謳った憲法は、アメリカ、ドイツ、イタリア、フランスよりも早く、日本で制定されたのだ。女性の人権条項を取り入れた人こそ 22 歳のベアテ・シロタ・ゴードンだ。本書ではベアテさんはなぜ GHQ 民政局員として憲法草案作成に携わったのか、嵐のような草案作成 9 日間のこと、その後の人生を描いている。

1923 年オーストリア生まれ。父レオ・シロタ、母オーギュスティーン、共にロシア系ユダヤ人である二人の、ひとり娘だ。天才ピアニストのレオは、山田耕筰に請われ来日し、半年の予定が以後 17 年の滞在となった。5 歳で来日したベアテさんは、父と社交的な母と東京に暮らした。日本は日中戦争へと突き進んでいたが、1930 年代の一家は平和で快適な生活を享受していた。演奏家として、音大教授として多くの理解者に囲まれ、乃木坂の自宅はサロンとなっていた。ベアテさんはいち早く日本語を覚え、お手伝いさんや日本の子供と触れ合うことで、日本の「女、子供」の置かれている状況を知ってい



た。戦時色が濃くなると、外国人として憲兵に監視されるという経験もしている。ベアテさんは日米開戦前にアメリカの大学に進学した。開戦後は仕送りが凍結され、父母の消息も知れず、17歳の少女は自活しながら勉学に励んだ。環境と才能に恵まれ6か国語を話せたため、戦中は日本語翻訳や、タイム誌のリサーチャーをしながら日本の情報を得ようと必死だった。そして終戦。日本に入るため、GHQの民間要員となり1945年12月に再び日本の土を踏むのだ。

彼女は民政局で公職追放に関する調査の仕事をしていて、憲法会議のメンバー、25人の一人として憲法草案作成に携わることになり、人権条項を分担する3人の中で、女性であるという理由で、女性の人権に関する条項を任されることになった。戦前の日本を知り、リサーチ能力の高い彼女は適任であった。興味深いのは民政局のメンバーが、軍服を着たりベラリストであり、民族学者、法律家、知日派もいて、敗戦国に憲法を高圧的に押し付けるのではなく、民主主義を理想とするアメリカ人の考えを代表する知識人達が、自分達のなしえなかった理想国家を創る気運があったことだ。そこでの経験は、彼女の人生に深い意義をもたらしている。1945年時点のアメリカでも、男女平等でないことをベアテは身をもって経験している。ユダヤ人であるため、欧州の親戚はホロコーストにあった。差別され、追われる身の悲しみを誰よりも知っている彼女だからこそ「女性が幸せにならなければ日本は平和にならないと思った。男女平等はその大前提だった。」といえる。女性と児童の人権や教育、社会福祉などにも目を向け、多岐にわたって作成したにもかかわらず、会議の段階でその殆どが削除されてしまったが、14条、24条が残されたことは画期的であった。

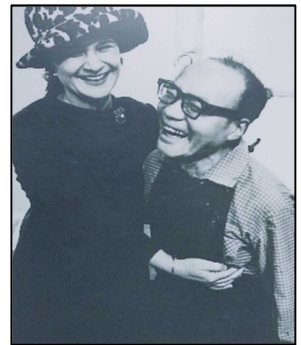
ベアテさんがいたからこそ、私達の現在（いま）がある。

(M.H)

その後のベアテさん

文化交流を新たな生きがいに

1947年、GHQでの任務を終えアメリカに帰国。1952年に、渡米した市川房枝氏の通訳を2ヶ月間務めたことが転機となり、文化交流の分野で活躍し始める。ニューヨークのジャパン・ソサエティ、アジア・ソサエティで、日本・アジアの文化・芸術をアメリカに紹介することに情熱を注いだ。ベアテさんのおかげで、活躍の場が世界に広がった音楽家・芸術家も多い。



板画家棟方志功さんと

沈黙を破って語り始める

GHQ 民政局メンバーによる憲法草案起草任務はトップシークレットであったため、ベアテさんは半世紀近く語らなかった。沈黙の理由は

もうひとつ。22歳の若い女性に関わったことが、日本国内で憲法改正への口実のひとつになることを恐れたからだ。

退職後、1993年に日本で憲法草案に関わる講演を初めて行い、その後、全国各地の女性団体などの招きを受け毎年のように来日し、2012年89歳で亡くなるまで200回を超える講演活動やメディアの取材に応じた。「(憲法に女性の人権を明記し、)日本女性に最高の幸せを贈りたかった。」「1945年のクリスマス』の中でそう述べるベアテさんは、今を生きる私たちに憲法で保障された男女平等という贈り物を残してくれたのだ。

(A.F)

1993年～全国で
200回以上
憲法の
レクチャー



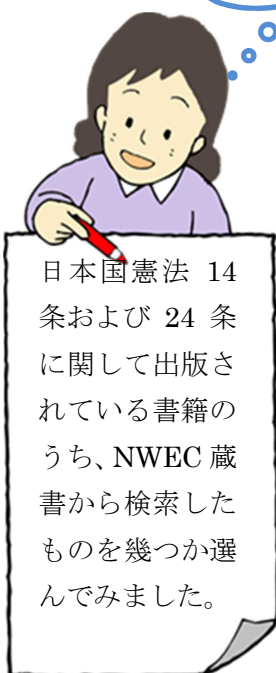


憲法第二十四条について考えてみませんか

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(2) 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

蔵書紹介



日本国憲法 14 条および 24 条に関して出版されている書籍のうち、NWEC 蔵書から検索したものを幾つか選んでみました。

書名/著者・編集者名	出版社/出版年月
イマドキ家族のリアルと未来：憲法 9 条の陰でねらわれる 24 条 あすわか編著；前川喜平編著	かがわ出版 2018. 11
特集ジェンダー平等をどう進めるか アジェンダ・プロジェクト	星雲社 2018. 9
平等なき平等条項論：equal protection 条項と憲法 14 条 1 項 木村草太著	東京大学出版会 2008. 7
個人・家族が国家にねらわれるとき 憲法 24 条を活かす会編	岩波書店 2005. 6
みんなの憲法二四条 福島みずほ編	明石書店 2005. 5
憲法二四条今、家族のあり方を考える 植野妙実子著	明石書店 2005. 5
憲法 24 条+9 条：なぜ男女平等がねらわれるのか 中里見博著	かがわ出版 2005. 3

読んでみた

「イマドキ家族のリアルと未来」

上記図書の中でも、最近出版され私にも読みやすそうだと手に取ってみた。著者の一人が以前文部科学事務次官を務め、マスコミに登場してまだ記憶に残る前川喜平氏であることも興味を引いたのだ。

前半は、イマドキ家族の現状を描く。男女平等を謳う憲法 24 条がありながら、今も、DV、モラハラ、マタハラ、離婚をめぐる問題、待機児童、夫婦別姓、児童虐待、非嫡出子問題など、著者らが弁護士だけに現場の声を織り交ぜながら、法令や政策の問題点も伝えている。

ベアテさんが憲法草案に携わった頃の日本の女性たちは、今とは比べものにならないくらい、家制度、父親、夫の支配に抑圧されていたことだろう。彼女らが幸せになるには何が一番大事か考えてベアテさんが書き綴ったものから 24 条が生まれたという。

ところが、今、改憲の動きが表立ってきている。戦争に参加しやすくするため 9 条に自衛隊を明記するにとどまらず、国の為を身をささげる国民になるよう家庭の子育てにも介入しようと 24 条の改正案が出ているとは驚きだった。まるで、明治以降から終戦までの時代のような。国という大きなピラミッドを構成する底辺の単位として家庭は位置づけられ、個人より公共を重んじる国民を作るため、家庭教育はこうあるべきと示したいらしい。

しかしこの流れは既に敷かれていると気づかされる。2006 年「改正」された教育基本法である。「改正」前と「改正」後を分かりやすく比較しているので、本著で確かめてほしい。

ベアテさんの思いが込められた 24 条があればこそ、多くの法律が廃止、改正されてきた。男女平等、個人の尊厳を高々と掲げる 24 条の精神を私たちは今一度かみしめたいと思う。

(T.K)

ロールモデルを見つける！ 理系女性の伝記

(2019.7~9月)

女性教育情報センターでは3か月ごとにテーマを変えて所蔵資料を紹介しています。

今年の夏も、「女子中高生夏の学校 2019～科学・技術・人との出会い～」が開催されました。今回のテーマは中学生や高校生が科学の分野で活躍する先輩たちの中からロールモデルを見つけて欲しいというおもいから設定され、公許女医第一号の荻野吟子から最新のゲノム研究者までの伝記を展示しています。

さて、「リケジョ」の卵たちはテーマ展示に注目してくれるかな…？

8月9日、「夏学」の開会式を前にした少女たちに聞いてみました。



展示資料に付けてあるポップはボランティアが知恵を絞ったものです。



情報センターのカウンターで早速貸出の手続き。宿泊者は部屋にもっていくこともできます。

みな、学校に来た募集要項や去年の写真に興味を惹かれて参加したとのこと。化学や数学が大好きで、理系の高校に進学の予定という東京から来た中3女子。理系が好きだけど、まだ専門分野がきまっていない、そのヒントを得たいと思って参加したという横浜の中3女子、数式が大好きという中3女子は先生に頑張れば研究者になれるよと励まされて参加したそう。なかには、理系が苦手だけれど好きになりたいと思って参加したという高1女子も。

(Y.K)

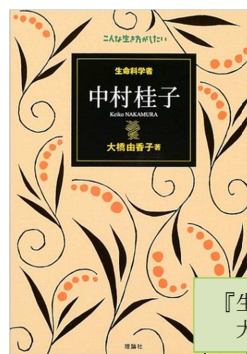


理系をめざす中高生のみなさん！ぜひ手に取ってみてね！



ドリトル先生が好きな動物好きの少女は生物学研究者になった。一研究者の成長の記録であるとともに動物と進化に関する名著へのガイドブック。データベースより一部抜粋

『進化生物学への道—ドリトル先生から利己的遺伝子へ—』長谷川真理子著 岩波書店



生命科学に携わり、ゲノムを基本とする生命誌を提唱する、女性科学者のパイオニア・中村桂子の歩み。

『生命科学者 中村桂子』大橋由香子著 理論社

お知らせ

日本女性会議 2019 さの

【大会テーマ】

ようこそ！「人生100年時代」さあ、共に語り、絆結ぼう。

2019年10月25日(金)~27日(日)開催！

【会場】佐野市文化会館・佐野日本大学短期大学 ほか



日本女性会議 2019 さの が開催されます

日本女性会議とは？ 男女平等参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的とした国内最大級の会議。国連婦人の10年を契機に1984年に第1回大会が名古屋市で開催され、さの大会は36回目となる。

広告で描かれる男女像・家族像に疑問を持ったことはありませんか？

ここ数年、テレビやインターネットで流れる企業 CM や自治体 PR 動画に批判が殺到し、謝罪や公開中止に追い込まれる事例が相次いでいる。母親の“ワンオペ育児”を描いた某企業のテレビ CM や、出演女優の唇のアップ映像を使った某自治体の観光キャンペーン動画広告を巡る議論は記憶に新しい。そんな中、埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)で、メディアのなかの女性・男性の描かれ方に注目し、情報の読み解き方、情報との付き合い方を考える講演会が開かれた。

◇男女共同参画週間*講演会『メディアとジェンダー：広告の炎上を事例に考える』(2019年6月22日)

メディア文化論、ジェンダー研究を専門とする田中東子さん(大妻女子大学教授)が、性役割を強調し女性を商品化するような広告の炎上事例を紹介しながら、参加者と共になぜ炎上したのか？何が問題なのか？を考えた。相次ぐ炎上の背景には、オーディエンス(受け手)が SNS を通じ送り手になれるというメディア環境の変化や、女性たちのライフスタイルの変化による価値観の多様化があると解説した。例えば、“ワンオペ育児”を描いた広告に接した女性が、その内容や表現に疑問をもったとしても、かつてはひとりでため息をつくだけだったかもしれない。しかし今や、疑問や批判は SNS で発信され、共有され、大きなうねりになり得るのだ。

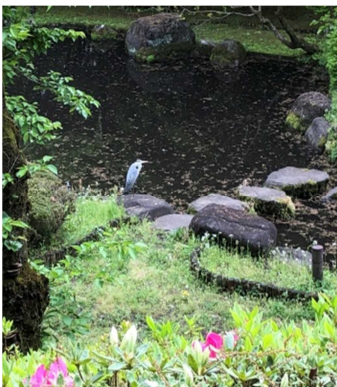


近年の炎上する広告が尽きない状況を改善するには、広告の作り手と受け手の双方が、問題に気づき、ジェンダーの視点からメディアの表現を考える必要があると感じた。(A.F)

* 男女共同参画週間について



男女共同参画社会基本法は、H11(1999)年6月23日に公布・施行されたが、同法の目的や基本理念について理解を深めることを目指し、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、その前後の期間、内閣府や自治体、男女共同参画推進団体が様々な取り組みを行っている。今年度のキャッチフレーズは「男女共同参「学」」「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」。内閣府男女共同参画局主催の関連行事(男女共同参画社会づくりに向けての全国会議)でもこのテーマが取り上げられ、“多様な選択を可能にする学びの充実”をテーマとしたパネルディスカッションが行われた。そのなかで、学校で男の子(男子学生)にライフプランニングを教える」という提言が印象に残った。(A.F)



NWECの池に珍しい
白い鳥が…。 (Y.H)

編集後記

* 憲法草案に携わった GHQ 民政局のメンバーが理想の民主憲法をめざしていたことに今更ながら感謝です。(T.K) * 憲法を最も守らなければならないのは政治家や官僚なのよね。心して欲しい (Y.K) * 1945 年は 22 歳のベアテさん、現代の人権活動家マララさんは今年 22 歳だそうです。若いからとか女性であるからとか関係ありませんね。(M.H) * ボランティア仲間のみなさんと力を出し合っってひとつの物を作り上げるとても良い経験をさせてもらっています。(A.F) * 憲法について改めて考えることができました。いくつになっても学べるって幸せです。(C.O) * 地元 (NWEC 会場) で開かれた映画会『不思議なクニの憲法』に参加、憲法についての議論を広げるいい機会だと思った。(Y.H)